

平成30年 9 月 4 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	17番	樋 口	良 夫
4 番	堤	康 幸	18番	三 角	真 弓
5 番	高 橋	信 広	19番	井 本	政 弘
6 番	小 川	栄 一	20番	中 島	富 定
7 番	石 橋	義 博	21番	森	茂 生
8 番	伊 井	渡	22番	栗 山	徹 雄
9 番	牛 島	孝 之	23番	井 上	賢 治
10番	萩 尾	洋	24番	松 崎	辰 義
11番	角 田	恵 一	25番	樋 口	安癸次
12番	服 部	良 一	26番	川 口	誠 二
13番	中 島	信 二			

2. 欠席議員

16番 栗 原 吉 平

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	古 賀 安 博
事務局参事兼次長	秋 山 勲
主 任	服 部 敬
書 記	信 國 美保子

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之						
副	市	長	中園昌秀						
副	市	長	鎌田久義						
教	育	長	橋本吉史						
総	務	部	長	石井稔郎					
企	画	部	長	井手勇一					
市	民	部	長	松尾一秋					
健	康	福	祉	部	長	坂井明子			
建	設	経	済	部	長	松延久良			
教	育	部	長	永溝弘幸					
総	務	課	長	野田勝広					
財	政	課	長	田中和己					
防	災	安	全	課	長	石川幸一			
地	域	振	興	課	長	平武文			
税	務	課	長	丸山隆					
子	育	て	支	援	課	長	平島英敏		
建	設	課	長	山口英二					
都	市	計	画	課	長	原寿之			
林	業	振	興	課	長	若杉信嘉			
学	校	教	育	課	長	原亮一			
農	業	委	員	会	事	務	局	長	牛島憲治

## 議事日程第3号

平成30年9月4日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 大 坪 久美子 議員
- 2 牛 島 孝 之 議員
- 3 田 中 栄 一 議員
- 4 樋 口 安 次 議員

---

### 本日の会議に付した事件

第1 一般質問

---

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お手元に牛島孝之議員要求の資料を配付いたしておりますので、御了承願います。

ただいま定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程に先立ち、市長から発言の申し入れがっておりますので、これを許します。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。貴重なお時間をいただきまして大変申しわけございませんが、昨日の樋口良夫議員の一般質問に対する私の発言に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

本年度の予算における八女市の自主財源比率について、37%と誤って発言してしまいましたので、31.2%に発言を訂正させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。（95ページを訂正）

○議長（川口誠二君）

ただいまの発言の訂正につきましては、会議規則第62条の規定により、議長においてこれを許可いたします。

日程第1 一般質問

**○議長（川口誠二君）**

日程第1．一般質問を行います。

順次質問を許します。1番大坪久美子議員の質問を許します。

**○1番（大坪久美子君）**

皆様おはようございます。公明党の大坪久美子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は通告に従いまして1問の質問をさせていただきます。

現在ひとり親の家庭が非常に多くなっているようですが、同じひとり親でも離婚や死別と違って未婚だと福祉サービスの料金や給付額で不利な扱いを受ける状況であります。こうした状況の中、国のほうでもこの9月から動きがあり、認可保育所などの保育料がみなし適用でサービスが実施されることとなりました。八女市はこの適用を実施されるのか、お伺ひいたします。

あとは質問席にて行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○市長（三田村統之君）**

1番大坪久美子議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、未婚のひとり親世帯の寡婦控除の適用についてでございます。未婚のひとり親世帯に対しての寡婦控除は、これまで一部の地方自治体で実施されてきましたが、今後は国の制度となります。八女市の今後の取り組みと周知のあり方はという御質問でございます。

未婚のひとり親世帯につきましては、税法上の寡婦控除の適用は現在のところございません。税控除等の改正につきましては、今後とも国の動向を注視していきたいと考えております。

なお、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、保育料などの算定につきましては、平成30年9月から未婚のひとり親について寡婦控除がみなし適用されることとなります。このため、本市が把握している該当者については、個別に申請書を送付するとともに、広報紙や窓口で制度の周知を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○1番（大坪久美子君）**

ありがとうございました。確定申告のときなどに寡婦控除がありますが、これは配偶者と死別、離婚したひとり親などが対象でございます。適用されると所得税や住民税が低く抑えられるほか、課税額に基づいて福祉サービスでも優遇される場合があります。けれども、未婚だとこの控除が適用されないために、税負担に加えて保育料の算定などでも不利益をこうむることがありました。そのために国のほうでも今年度から各種サービスでみなし適用を順次実施されることとなりました。

ここでお尋ねいたしますが、八女市で未婚のひとり親の家庭がどれくらいいらっしゃるか

わかりますでしょうか。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

8月現在で児童数が保育所、幼稚園に2,103人入所しております。ちょっと子どもの数から申し上げますと、ひとり親の児童数と申しますか、ひとり親の子どもさんが187人おります。そのうち未婚のひとり親の児童数というのが25人おります。世帯数ということで見ますと、児童扶養手当のほうから算出をさせていただいておりますけれども、直近の平成30年7月末現在で全受給者608人のうち未婚のひとり親というのは61人でございます。（「60」と呼ぶ者あり）61人でございます。

以上でございます。

**○1番（大坪久美子君）**

私が想像していた以上にやはり多いなということを感じました。世の中には、意見として未婚のひとり親も離婚や死別と同様に寡婦扱いをしますと、未婚がこの先ふえていくのではないかという意見もあるようでございますが、それは全く違うと思います。中にはあえてそういう選択をされるお方もいらっしゃると思いますけれども、やはり大半の方はどうしようもない状況の中で婚姻届が出されないまま出産をされる方も非常に多いと思っております。子どもはどこに生まれようとも、あまねく平等でなければならないと思っております。家計の苦しきから、寝る間を惜しんで働きつめで子どもと過ごす時間が少なくなり、子どもにとってはとてもつらい状況になると思われまます。

きのう同僚議員もおっしゃっていましたが、東京の荒川区のほうでは、ここに持ってきておりますが、こういう標語がありまして、（資料を示す）「区政は区民を幸せにするシステムである」というものをいただいてまいりました。これにはGAH、要するに、グロス・アラカワ・ハピネスと書いてあります。区政の究極の目的は、区民の皆様の幸せの実現です。区では区民を幸せにするシステムとして、組織的かつ系統的な行政サービスを通じて、幸せをふやし不幸を減らす取り組みを進めていくことにより、誰もが真に幸福を実感できる温かい地域社会を築いてまいりますと、私はこれを読ませていただいてとても感動いたしました。

答弁で、保育料の算定に関しては適用をするということが述べられておまして、非常にありがたく思っております。周知のほうは各対象者に直接するということでしたね。ありがとうございます。保育料の算定のほかにこのみなし適用というのは、福祉サービスに限って適用対象となるとありますけれども、国のほうでも福祉サービスだけではなくて検討事項として未婚のひとり親に対する税制上の対応を19年度の税制改正において検討し、結論を得るとありました。早く税制自体を改正して、未婚のひとり親にも寡婦控除を適用し、税負担を

減らしてほしいと思うものであります。

私も寡婦の一人であります。寡婦寡婦といっても特に若い方たちにはなじみが薄い言葉であるかもしれません。私は将来というか、近い将来、寡婦だの、男性だの、女性だの言わずに、ひとり親で頑張っている方のためには、未婚だろうと何であろうと、ひとり親としてわかりやすく言ってもらったほうがよろしいのではないかと考えております。

通告に出しておりませんでしたので、担当課の方のお答えを聞くことはできませんので、市長にお尋ねをいたしますが、よろしいでしょうか。この福祉サービスの中にもいろんなものがあるんですけども、例えば、公営住宅の家賃の減免とか、難病医療費助成制度の自己負担とか、障害児通所支援の利用者負担の軽減とか、まだまだいろいろあるんですけども、今の時点では、八女市としては保育料の算定を未婚のひとり親も適用するというごさいでしたが、いろいろございませぬ福祉サービスの中で、八女市が今から先、未婚のひとり親の中にもサービスを受けられるようにしていこうというお気持ちはあられるのかどうかをお尋ねいたしたいと思ひます。

#### ○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

子育ての問題につきましては、国もかなりの力を入れてさまざまな改革をしようとしている現状にございまして、私どもも次の世代を、あるいはまた、その次の世代を担っていく、たとえひとり親でも、その子どもが立派に育っていくための環境づくりを欠かしてはならないと思ひております。

御承知のとおり、八女市は、一昨年は普通教室にクーラーを設置いたしまして、全国でもまれでございまして、また、小学校の入学祝い金、中学校の入学祝い金、これも全国まれでございませぬ。あらゆる角度からそういう環境の方々、何とか少しでもここで支援をすれば立ち直りができる、あるいは親子のきずながつくれる、そういう環境ができる、そういうものを十分把握しながら、または議員の皆さん方の御意見も聞かせていただきながら前向きに進めていきたいと思ひております。

#### ○1番（大坪久美子君）

たまたまきのうでしたか、我が家の郵便受けに入っておりました9月の広報でございませぬが、ここにひとり親家庭の子どもの進学を応援ということがございませぬ。これは母子家庭の母とか父子家庭の父、または寡婦が扶養している子どもの進学に必要な資金の貸し付けを行いますというお知らせでございませぬ、貸し付けを受けられる人は母子家庭の母、父子家庭の父で20歳未満の児童を扶養している人、そして、母子家庭の母、父子家庭の父に扶養されている児童、かつて母子家庭の母であった人、これは寡婦です。寡婦に扶養されている子、配偶者と死別または離別した40歳以上の配偶者のいない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外

の人ということがございました。それから、ひとり親家庭のための就業支援ということで、いろんな養育費の相談とか、無料弁護士の相談とか、それから、講習会とかを受けられるお知らせでございますが、これはあくまでもちゃんと婚姻届を出された方たちだけを対象にしてございます。やはりこういうのをせっかく八女市が取り組んでいかれるのであれば、ぜひ今度からは未婚のひとり親の家庭でも対象としていただきますことを強く希望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

1 番大坪久美子議員の質問を終わります。

9 番牛島孝之議員の質問を許します。

○9 番（牛島孝之君）

皆さんおはようございます。本日は3点ほどお聞きいたします。

八女市内の小中学校の安全・安心対策ということで、小中学校の特別教室及び給食室の空調について。これについては先ほど市長も、近隣の市町村に先駆け普通教室に全てエアコンがついていますという発言もございました。教室については普通教室以外にも特別教室、あるいは給食室等もありますので、この後どのような設置計画があるのか、お聞きしたいと思っております。

次に、小中学校の防犯カメラの設置状況。ついている学校とついていない学校がありますので、今後の設置計画はということでお聞きいたします。

3 番目、小中学校のコンクリートブロック塀等を含む危険箇所について早急に改善すべきではないのか。これは大阪府高槻市において事件事故がありました。その件について新聞等々でもあってありますし、恐らく八女市でも調査はなされておると思いますが、やはり調査だけではなくて早急に改善すべきだと思いますので、お聞きいたします。

次に、通学路の安全対策、点検等は行われているのか。

5 番目、給食費の滞納及びその対策は。給食費徴収の内容はということでお聞きいたします。

2 点目、母子生活支援施設ひまわり園と申しますが、これは私も行きました、同僚議員にも聞いていただきましたけれども、今度どのようにされるのか。

その中で1つ、入所の判定は誰が行っているのか。2つ、退所はどのように決定されるのか。3、相談業務は行われているのか。4、過去5年間の母子家庭の数。5 番、あり方検討委員会が答申をなされております。その後、執行部においてはどのような検討がなされたのか、お聞きいたします。

3 番目、農地取得時の下限面積緩和について。

空き家バンクに登録された物件に農地がついている場合の緩和措置は検討されているのか。

これは何度か聞いております。今までどのような検討がなされて、まだ結論が出ておりませんので、そこら辺を聞いていきたいと思っております。

詳細については、質問席より質問いたします。よろしく願いいたします。

### ○市長（三田村統之君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市の小中学校の安全・安心対策はにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に2の母子生活支援施設の今後について及び3の農地取得時の下限面積緩和について答弁いたします。

母子生活支援施設の今後についてでございます。入所の判定は誰が行っているのかという御質問でございます。

母子生活支援施設は児童福祉法第23条第1項の規定に基づき、母子の福祉を守るため保護する施設でございます。入所の判定につきましては、入所希望者と面談し、保護の必要があればひまわり園と子育て支援課で協議の上、決定をいたします。

次に、退所はどのように決定されるのか。

入園中に入所した母子とひまわり園で自立支援計画を作成し、退所後も母子ともに自立し、安定した生活が送られる見込みができれば、入所者と面接後、ひまわり園と子育て支援課で協議し、退所の決定をいたします。

次に、相談業務は行われているのかという御質問でございます。

入所者の相談は随時受けておりますが、退所者についてのアフターケアとして、日常生活の相談から子育てに関する相談などさまざまな相談を受けております。必要があれば訪問を行い、母子世帯の生活がスムーズに行われるよう退所後も引き続き支援を行っております。

次に、過去5年間の母子家庭の数というお尋ねでございます。

過去5年間の母子家庭の数につきましては、児童扶養手当の受給者数から見ますと、おおむね600件前後で推移しており、母子世帯はそのうち約9割でございます。

次に、あり方検討委員会の答申後、どのような検討がなされているのかというお尋ねでございます。

ひまわり園のあり方検討委員会から答申をいただき、母子世帯の福祉の充実に向けさまざまな方面からの調査検討を進めてまいります。今後は、国が進めております社会的養育推進計画の状況を見ながら、検討していきたいと考えております。

次に、農地取得時の下限面積緩和についてでございます。空き家バンクに登録された物件に農地がついている場合の緩和措置は検討されているのかというお尋ねでございます。

移住先で住宅と同時に農地の取得がかなうことは就農を志す移住希望者の皆さんにとって、大変理想的な形であり、移住の促進に大きな効果が期待できます。また、本市の基幹的な産



業である農業にとっても後継者や優良な農地の確保といった利点があります。実際、中山間地域には農地が隣接する物件が少なくありませんので、条件緩和について事務的に協議を進めております。

以上、御答弁を申し上げます。

#### ○教育長（橋本吉史君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

1、八女の小中学校の安全・安心対策は。小中学校の特別教室及び給食室の空調について。特別教室、給食室の空調設備の設置計画はとのお尋ねでございます。

市立学校の普通教室214教室全てに空調設備を設置しております。特別教室につきましては266教室のうち、101教室に設置済みであります。また、給食室は22校のうち、黒木学校給食センターを含んだ13校に設置済みです。

今後の設置計画につきましては、文部科学省の補助金の状況等を見ながら検討していきます。

次に、小中学校の防犯カメラの設置状況について、今後の設置計画はとのお尋ねでございます。

市立学校24校のうち小学校6校、中学校4校に設置済みであり、今年度は4校に設置いたします。未設置の学校につきましては、引き続き計画的に設置する予定でございます。

次に、小中学校のコンクリートブロック塀等を含む危険箇所について、早急に改修すべきではないのかとのお尋ねでございます。

市立学校の敷地内にあるブロック塀で現在の建築基準法に適合しない塀は、小中学校8校で12カ所存在します。そのうち撤去済みが2カ所、撤去の契約済みが4カ所あり、その他のブロック塀についても改修に向けた手続を進めているところでございます。

次に、通学路の安全対策は、点検等は行われているかとお尋ねでございます。

基本的な通学路の安全対策としましては、毎年、学校及び市PTA連合会により危険箇所の報告を受け、八女市通学路安全推進会議において、八女市通学路安全プログラムを定め、関係機関と協議・検討を行い、対策を講じております。通学路に係るブロック塀に関しては、各学校による調査結果の集約を行っているところでございます。

最後に、給食費の滞納及びその対策は、給食費徴収の内容はとのお尋ねでございます。

市立学校における給食費につきましては、適切な納入推進に努めており、平成29年度における滞納はありませんでした。

なお、5年間における滞納の件数及び金額は、累計で30件、845,058円ですが、現在は全て納入されております。

また、給食費の徴収方法につきましては、各学校において口座引き落とし、またはPTA

の徴収による対応を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

**○9番（牛島孝之君）**

普通教室については、全てクーラーは設置しておるといふことですが、何年に設置されたんでしょうか、お聞きします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

合併前に既に設置をされている学校等もありましようけれども、平成25年度をもって普通教室については設置をされているところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

これは今の学校教育課長、あるいは教育長に聞くのが適切かどうかわかりませんが、そのとき当然、学校には普通教室があれば特別教室もある、あるいは給食室もあると。どのような検討がなされているのか、資料は恐らく随分前の教育委員会と申しますが、そういうのはありますか、調べれば。それだけで結構です。調べればあるかどうかだけ。そういう普通教室にはつけたと、当然、学校には特別教室があれば給食室もあると。だから、そのときに普通教室だけつけようという、どのような話し合いがなされ、そういう話し合いの結果とか議事録、そういうのはありますか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

普通教室と特別教室で普通教室を先行したという、その判断についてどういうことでもってなされたかということの資料と申しますが、実績のことでお尋ねだと思いますが、その存在自体について調査をさせていただく、現段階ではそういうことになると思います。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

これは8月22日の西日本新聞ですが、先ほど教育長が言われた文科省の来年度予算ということで、危険ブロック塀改修加速と、文科省概算要求は教室クーラー設置もということで例年の3.5倍という、約2,400億円を盛り込んだとなっております。ぜひこういう予算が正式になりましたときには、ただ、恐らく普通教室を先にやっぱり全国的になるかもしれませんが、やはりそういうことも要求していただいて、普通教室だけで勉強するわけではない、特別教室でも勉強する、そういう学校側から特別教室、普通教室に比べれば時間的には使わないかもしれないけれども、こうですよ、もう暑くてちょっと授業ができませんという実際声は現場から上がってきていますか、教育部長、あるいは教育長で結構ですが、い

かがですか。

**○教育部長（永溝弘幸君）**

お答えいたします。

昨年度、中学校の校長会のほうから、ぜひ特別教室のほうにもエアコン設置をという要望を受けております。

以上です。

**○9番（牛島孝之君）**

八女市の出し前といいますか、以前聞いたのは、新築の場合はエアコン設置は2分の1と、改築については3分の1の補助であるとお聞きしましたけれども、現在もそのようになっていきますでしょうか、お聞きします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

議員御指摘の国の補助の動向でございますけれども、基本的に今までの枠組みの中、今の制度の中で予算的なボリュームを上げるという動きの模様でございます。学校施設環境改善交付金というものがエアコン設置の対象になりまして、補助率は改修の場合3分の1ということでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

普通、特別教室もそうですけれども、給食室、これについてないのが小学校では福島小学校、八幡小学校、筑南小学校、矢部小学校、星野小学校。中学校においては、南中学校、見崎中学校、筑南中学校、星野中学校となっております。当然、現場の給食室あたりは熱もありましょうし、食材については明くる日まで置いておくのかどうか知りませんが、そういうやっぱり暑い中で仕事をされてある、そういう場合、苦痛といいますか、暑いですよと、普通の熱さじゃない。きょうの西日本新聞にも第一面に載っておりましたが、異常な暑さと載っておりますので、ぜひ最低でも給食室、そういうことは、確かに文科省の予算がついても恐らく普通教室を優先するという文科省の方針だろうと思いますけれども、独自で八女市単独であることができるのか、当然その予算については市長部局と思いますけれども、給食室だけでも、そこで仕事をしてある方が同じ環境で仕事ができるようにということをぜひ考えていただきたいんですけれども、教育長いかがでしょうか。

**○教育長（橋本吉史君）**

お答えさせていただきます。

私も昨年までは現場にありまして、給食室に行ったんですけど、とてもやはり暑いですね。何といいますか、大きな釜で火を使いますので、その職場の環境というのはさすがに火を

使っている間はとても大変でした。そういったこともありますけれども、今後、給食室につきましては、随時、市長部局のほうにお願いしながらつけていこうと考えております。

以上です。

#### ○9番（牛島孝之君）

教育長は昨年まで現場におられたということで実際見てありますので、予算的なものは市長部局ということでおっしゃいましたので、市長にお聞きしたいと思っておりますけれども、確かに普通教室については市長の英断をもってつけていただいております。特別教室については文科省の予算要求が通っても、恐らく全国的になりますので、普通教室から先にとということもあると思っておりますけれども、ぜひできればやっぱり給食室、そういうところはやっぱり仕事をしている方たちが同じ環境でできるように、当然、予算も伴いますので、市長としてのお考えをお願いいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

議員各位の御協力で普通教室にはクーラーを設置することができまして、大変子どもたちも喜んでいただいております。ただ、今後の問題として、やはり国の制度をできるだけ活用していかなきゃならないというのは、昨日の私の答弁でも申しましたように、単独費用で事業をやることはできるだけ避けたい。やはり国の補助事業にのせてやるのが極めてこれからの八女市にとっては重要であると基本的には考えております。しかしながら、給食室、非常に環境も悪い、働く人たちの状況も厳しいということでございますので、今後はよく教育委員会とも話して、やるならば毎年、例えば、1学校ずつではなくて全部終わると、もう6年も7年もかかるということになりますから、普通教室でやったように一挙にやるのか、しかし、一挙にやったほうがいいわけなんですけど、ただ、財政的にどうなのかという問題も実はございますので、その点は十分検討をさせてもらいたいと思っております。

#### ○9番（牛島孝之君）

確かに予算の面もありますけれども、よく検討してという答えをいただきましたので、職場の方たちも安心して安全な仕事ができるように、ぜひ市長にはよろしくお願い申し上げます。

次に、防犯カメラの設置状況ということで聞いておりますけれども、ついていないのが小学校では、八幡、忠見、川崎、筑南、矢部、星野。中学校では、黒木、矢部、星野、上陽北学園となっております。未設置でありますけれども、この計画というほどのような計画を現在お持ちなのか、お聞きします。

#### ○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

現在、未設置が小学校6校、中学校3校と、義務教育学校1校ということで、残り10校で

ございますけれども、基本的な考えとしては、やはり旧八女市に不審者情報が多いということもございますので、なるべくそういう案件がある学校からやっていきたいと思っています。基本的には早急に進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

この設置の財源、これはどのような、要するに、補助金的なものがあるのか、全て八女市が設置費用は持つのか、お聞きします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

防犯カメラ設置については、市の単費でお願いをしているところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

旧八女市が特に不審者情報が多いということをお答えいただきましたけれども、やっぱり児童生徒も郡部であろうと旧八女市であろうと等しく権利は同じように受けなくちゃいけないと思います。できれば筑南、あるいは矢部、星野であろうとも不審者は確かに旧八女市に多いかもしれないけれども、児童生徒というのは同じ権利を受けるはずで、それについてはどうお考えでしょうか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、権利については同じものだと認識しております。しかしながら、私どもとしてはリスクに対してどう対応するかという視点もございまして、先ほどの答弁の中にありましたように、一挙にできるかというところもありますので、それについては慎重に対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

慎重にという言葉は非常によい言葉かもしれませんが、慎重にあつたがために事件事故が一件でもないように、やはりそのためには急を要すると、幾ら旧八女市であろうと郡部であろうと、やっぱりするなら予算的なものもありますけれども、こういうものは等しく受ける権利は児童生徒にはあると思います。そこに差別をつけちゃいけないと思います。ぜひ執行部、市長部局とも教育長、教育部長お話し合いをしていただいて、ぜひ早急に取りつけていただくようによろしくお願い申し上げます。

次に、小中学校のコンクリートブロック塀等を含む危険箇所について早急に改修すべきではないのかということで一覧表をいただいております中で、テレビでやっておりましてけれ

ども、ある小学校で子どもたちが自分たちで通学路を歩いたと、やはり大人が見る目線と子ども目線で危険箇所が違うという、どこ小学校かまでは忘れましたが、そういうのがあっていました。どういう授業かわかりませんが、できれば校外に出ていく授業、そういう中で、子どもたちだけではちょっとさっきのいろいろな危険箇所とかありますので、できれば先生と一緒に一遍回ってみると。子どもの目線、やはり先生の目線で、どこが危険だと、それはブロック塀だけではないと思います。そういうことをするのも必要かと思えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

大阪の地震でコンクリートブロックによる女子児童の死亡事故があったことを受けまして、まず学校施設のブロックの点検、それについての対応は本日資料で御提示させていただいているところでございます。それから、通学路につきましても、国のほうから安全確認を点検するよという通知が参っておりまして、八女市におきましては夏休みを利用して各学校において通学路の危険箇所、ブロック等の存在というものの点検をお願いしているところでございます。

そういった中で、まずは国のほうには早急な危険対策、危険な場所、もの、その把握ということでございますので、まずその把握をさせていただいているところでございます。議員がおっしゃいます児童の安全教育、それを踏まえた通学路の確認につきましては、今後、学校等と協議をしていくべきものと思っております。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

次の5番の通学路の安全対策、点検等ということでお聞きます。

平成30年5月16日、総務文教常任委員会において視察をいたしました熊取町、ここで全ての小中学校でICタグによる学校防犯と。確かに防犯カメラというのは学校、あるいは学校の外、一部はカメラでしますけれども、通学路、確かに立ってある、ここには「子ども見もり隊」と熊取町は書いてありますけれども、確かに見ますと各地域に立ってある方もおられます。立ってあるところはいいいけれども、それから、また次の立ってあるところまでの間ですね、それと、やっぱり今はもう保護者が働きに行っていると、学校は何時に出ましたよと、今どこを通過しましたよと、やっぱりそういう情報がほしいと思うんですよね、帰ってこない場合に。だから、このICタグ、当然これは費用がかかることですが、教育課長も一緒に同行していただきましたけれども、当然一緒に話は聞かれましたが、どのようにお考えになったのか、お聞きします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

5月に総務文教常任委員会の視察に同行させていただきました。大阪府熊取町の取り組みについては視察で勉強させていただきました。議員の御指摘のとおり、ICタグを全児童に持たせるということで、それを保護者のほうにメールで知らせるというシステムを備えてあるというところでございます。帰りましてまた詳しく確認をしましたところ、このシステムにつきましては、企業のほうが取り組みをして、その企業のPRも兼ねてそのシステムを一括して無償で熊取町の各学校につけていただいているということで、無償でいただいたシステムを運用して、そして、希望する保護者の方に御自分のお子様が、朝の場合は登校した時間、帰る場合は下校した時間に校門を出た時点でメールを配信すると。これは月額500円ほどの料金が有償、受益者負担があるということですが、そういう仕組みを備えられているということでございます。調べましたところ、近隣でも特定非営利活動法人でそういう活動をしている団体がございます。そういうシステムとICタグにつきましては、その保護者の安心という面では確かに効果があるだろうと考えていますので、それについては今後も研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○9番（牛島孝之君）

確かに企業が自分の会社のPRといいますか、それを兼ねてということで、恐らく日本を探せば1社ではないだろうと、同じようなシステムをやっているような会社も当然あると思います。ぜひそういう情報を仕入れていただいて、こちらから逆に、うちはこういうのを今検討していますと、ぜひおたくと一緒にしましょうかということも必要かと思えます。向こうからの情報を待つおくんじゃなくて、こちらから積極的にそういう業者に売り込みというところとあれですけども、そういうのも必要なかと思えます。ぜひそこは検討して結果を残していただきたい。検討だけでは困りますので、結果を残していただきたいと思えます。

それと、通学路ということでグリーンベルト、うちの行政区長もグリーンベルトをしていただくように出しましたということをお聞きしましたけれども、市役所の場合どこが窓口なのか、それと、当然、八女市には国道、県道、市道がありますので、市役所の中ではどこがまずそういう、ここにグリーンベルトをしてくださいという窓口はどこなのか、お聞きします。

#### ○学校教育課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

通学路の関係でございますけれども、まず1つは、各学校でPTAを通じて危険箇所を把握されて、それを市のほうに要望活動をされると、そういうものについて学校を通じた要望でございますので、それにつきましては、学校教育課のほうでお受けをいたしまして、建設

課、防災安全課ということで通学路の推進会議というのを設けていますので、そこで協議をしながら、各役割分担をしながら進めているところでございます。

それと、もう一方、行政区のほうから直接道路の管理者、建設課等へ要望が出されると、そういうケースもございますが、そういう場合については情報をいただいているところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

では、学校教育課で把握してある、今現実にグリーンベルト要望がある、実際終わっているところは関係ありませんので、今現在、何カ所ほど要望があつてあるのか、お聞きします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

私どものほうで把握していますのは、いわゆる学校を通じて市のほうへ要望があつた箇所ということで御理解をお願いしたいと思います。

それから、平成28年以降の本年度までを含んだ数字でございます。施工する箇所として19カ所、そのうち3カ所を施工していますので、残りが16カ所ということが今後取り組んでいく数字でございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

年に何カ所ぐらい、当然、予算的なものもありますので、どのくらいを計画してありますか、お聞きします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明いたします。

私どものほうでは、その通学路の安全確保という形で各道路管理者または関係機関のほうに要望をさせていただいたところでございます。そこその現場の状況によりまして、その立地の条件でありますとか、交通量の条件、また、土地の問題とかさまざまでございますので、一概にどれだけということもございまして、できるだけできる分からさせていただいているものと存じているところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

では、グリーンベルトは当然、道路にグリーンを塗ってあるのか、緑のあれを。グリーンベルトについては、それは費用は全て、市道はわかります、県道の場合も当然こちらからお願いするからこちらの費用をもってするわけですか、お願いします。

**○建設経済部長（松延久良君）**



お答えいたします。

今、議員御指摘のグリーンベルトの費用につきましては、市道については市のほうの予算、県のほうにつきましては県のほうの予算でやっていただきますように要望を行っているところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

それと、グリーンベルトではありませんけれども、これは横断歩道です。交通安全協会の支部員もやっておりますが、非常に横断歩道の白線が消えていると、中央線も消えている、停止線も消えているようなのが非常に多いです。警察に言いますと予算がありませんと。稲富のローソンのところの停止線に横断歩道については市のほうでしていただきました、県のほうが予算がないということで。そういうものについて学校側からなかなか意見が上がってこないと思います。校長あたりは回っていますけど、なかなかそこら辺まで見えないのかなと思いますけれども、できれば親御さん、あるいは学校の先生でも通勤といいますか、学校に来られるときに当然、横断歩道の白線が消えているよとか、停止線がよく見えないとかというのもあると思いますけれども、そういうものは学校現場のほうから教育委員会等には上がってきていますか、いかがですか。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

横断歩道の白線が消えかかっているというケース、そういうケースも先ほど申しました学校PTAの点検活動の中で、そういう部分で上がってくるケースはございます。それから、議員のお話にありました塗り直しにつきましては、公安委員会のほうにお願いをするということが基本ということで考えております。

しかしながら、一方、市道でありますと現場で工事があっているような場合に対処をしていただくという状況もあるということは存じ上げているところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

建設経済部長にお聞きします。ただいま学校教育課長よりありました、市のほうですることもありますということですがけれども、当然、建設課職員は日々市内、あるいは郡部についても回っておるとお思います。できればそういう職員の方の意見ですね、あそこがこうですよ、消えかかっていますよと、あそこは通学路になっていますよと、今現在、課長に対して職員あたりからのそういう意見は上がってきていますでしょうか、いかがですか。

**○建設経済部長（松延久良君）**

お答えいたします。

道路の安全面を含めた市道に限らず県道、国道、さまざまな穴ぼこがあいておったりとか崩れかけておる、さまざまな状況があります。プラス横断歩道等の子どもたちの安全、歩行者の安全を確保するための施設等については、常々職員に対して情報をほしいということで建設課のほうを通じて行っているところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

穴ぼこというのについては、私も通ったときには電話を直接やっております。できればやっぱり一番建設課の職員の皆さんが市内を回っておりますので、ぜひそういう白線が消えて横断歩道が見えないとか、停止線も見えないよとか、そういう意見もぜひ上に上げていただいて、当然、ということは上から下にこういうところもちゃんと気がついたら意見を上げてきなさいと、ぜひ御指導をよろしくお願い申し上げます。

次に、給食費の滞納ということでお聞きしようと思いましたが、給食費滞納はありませんということになっておりますので、お聞きしたいのは、要するに、振り込み、あるいはPTAとか、保護者による徴収、どのくらいの割合なのか、小中学校わかりましたらお願いします。

**○学校教育課長（原 亮一君）**

御説明させていただきます。

給食費につきまして各学校のほうで対応していただいておりますが、口座振替で行っているのが16校ございます。それから、PTA等による徴収が8校、合計24校でございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

いや、滞納があると思って聞いたんですけど、ないので、非常に学校教育課として努力されたのかなと。特に徴収はわかりますけれども、やっぱり振り込みがそれだけゼロということは、学校側も一生懸命頑張られたのかなと思いますので、ぜひ今後も頑張っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、母子生活支援施設ということでお聞きします。

私も、ひまわり園のことについては何度か聞いております。入所の判定は誰が行っているのかということで、まずお聞きしますけれども、答弁においてはひまわり園と子育て支援課で協議の上決定をいたしますとなっておりますが、実際そうでしょうか、まずお聞きします。

**○議長（川口誠二君）**

11時10分まで休憩します。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

**○議長（川口誠二君）**

休憩前に引き続き再開いたします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

入所の決定は誰が行っているのかという質問かと思えます。

基本的に児童福祉施設でございますので、保育所の流れと同じような手続を踏むんだということで、基本的には考えていただいて結構でございます。

保育所の場合におきましては、保育が必要な家庭の方から市のほうに申請をいただいて、市が決定をいたして保育所のほうで保育を始める、いわば母子生活支援施設につきましては、子どもさんの児童の福祉が欠ける家庭、母子について、保護者のほうから申し出があった場合については市のほうで決定をして、園のほうで支援を進めていくという流れになっていきます。

ただ、保育所の場合と違いまして、重篤な場合であったりとか、緊急を要する場合であったりとか、当然、今後の支援に向けた体制を園のほうでやっていくような関係もございまして、一緒になって聞き取りを行って、支援が届くのか、いわば入所させて自立に向けた支援がやっていけるのかということにつきましては、園と一緒に考えて方をまとめまして、決定をしていくという流れになっていきますので、現時点では、流れとしては市が決定をしていくんですけども、園と子育て支援課が一緒になって、その決定を進めてきているという事務の流れでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

協議というのは、いい意味で、悪い意味でも協議と、失礼ですけども。ただ、最終決定権は当然、市のほうにあるでしょう。協議はしますけど、最終的な決定は八女市でしょう、どげんですか。そこをきちっとお願いします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

最終的な決定権と申しますと八女市にございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

要するに、久留米には児童相談所があります。相談所というのは、親と子を離すわけでしょう。で、相談所に子どもを入れると。

このひまわり園というのは、やはり母子、本来は父子もあるでしょうけれども、母子と父子を一緒というわけにはいかんから母子支援施設となっておりますので、この経歴、まず八女

市がどのような施設を最初に、答申にもありますけれども、乳児園、その当時の八女市の職員の方が非常に頑張られてそういう施設をつくられた、このひまわり園についてはそういう歴史があります。やはり、入所というのを対等とは言いませんけれども、確かに言葉では協議と書いてあります。ただし、決定権は八女市にあるとすると、思いが園長の思いと子育て支援課の思いとが違った場合、優先権としては当然、市でしょう。いかがですか。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

八女市におきましては、今、議員がおっしゃいましたとおり、母子生活支援施設1施設でございます。

ただ、八女市内で措置したほうがいいのかという決定とかにつきましては、当然、市外もございますので、そういった検討もやっておるということでございますので、最終的には市が決めさせていただいて、園のほうにつないでいくということになるかと思えます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

退所についてお聞きします。

退所する場合の規則、決まり、どのように書いてあるでしょうか、お聞きします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

児童福祉法の23条に、基本的には母子生活支援施設の保護が明記されているところなんですけれども、具体的な詳細な基準というのが示されておりません。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、児童の福祉に欠ける場合がある場合、当然、保護者のほうの理由がある場合について支援を行っていくわけなんですけれども、入園中におきまして、自立支援計画なるものを策定していただきます。じゃ、退所に向けた考え方なんですけれども、基本的には保護の完了というのは、いわば自立支援計画が達成されまして、子どもへの支援の必要もなくなって、社会生活が送れるようになるということになれば、申し込みをいただいて、退園ということになっていきます。当然、その際におきましても、園と子育て支援課と保護者立ち会いでもって達成状況の確認をいたしまして、入園と同様に保護者からの申し込みをいただいて、所定の手続をして退園をしていただくという流れになっていくところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

私の知り合いの子どもも、母子とも数年前まで入っておりました。その子は18歳高校卒業ということで、退所規定ということで出ました。たまさか子どもは1人でしたのでよかった

んですけど、仮に一番上の子どもが18歳になったよと。ところが何人もと言うと失礼ですけども、子どもが数人いたと。まだ下は小学生というときの規定はどのようになされますか。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

母子の定義といたしましては、18歳までの児童、もしくは大学生までにつきましては同じように児童という形で判断させていただきます。複数兄弟がいらっしゃった、当然、上の方が卒業なされて就職活動、もしくは進学活動をされるかと思えますけれども、就職をされて自立をなされたということであれば、別世帯ということになられるということであれば、当然、残られたお母さん、下の子どもさんがまた園のほうで引き続き入所という形になりますけれども、同居を望まれる場合、そういった場合については園での生活を終えていただくという形になっていくものでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

18歳の子どもが、自立ができるという子どもなら結構なわけですよ。ところが、なかなか自立ができない、その子どもは1人で生活させるのか。先ほど言われたように、大学までと行けば22歳ということになりますけれども、当然、そこに達すれば出ていかなくちゃいけないと。そうなるとう当然、母親、あるいはほかの子どもたちも一緒に出なくちゃいけないとならざるを得んと思うんですよね。何もなしならもう高校で就職、あるいは大学卒業して就職、やはりそういう子どもたちのきちとした、今までなかったかもしれませんけれども、やっぱりそこにはそういう規則、規定、つくっとかんと、やっぱりそういうことがあり得るかもしれませんので、今後はぜひそういう規定をつくっていただいでですね。ただ、つくったからといってそれにかががちで、その決まりがこうだから出ていけということはぜひなさらないように、よろしく願いをします。

その次に、5年間の母子家庭の数と相談業務、これは一緒にいきますけれども、母子世帯数の推移ということで、平成26年614、うち母子世帯数552、多少の開きはありますけれども、平成30年4月1日現在、全受給世帯数が591、そのうち母子世帯数が537と。ひまわり園の相談件数、平成28年度のアフターケア相談が120件、一般の方からの相談が6件。平成29年度はアフターケアが非常にふえております。423件、一般の方からも13件。平成30年は7月31日現在で、アフターケアが90件、一般の方からの相談が1件と。この平成29年度が非常にアフターケアがふえております。その細かい内容は必要ありませんけれども、どのような相談があったのか、わかりましたらお願いします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

私もこの表を見ながら、平成29年度の突出した利用についての状況についてはちょっと疑問に思ったところなんですけれども、やはり退所者数が多かったということも含めて、この件数の突出があったものであるということでは考えておるところでございます。

アフターケアの内容でございますけれども、さまざまな相談事があります。一般的な話で申しわけございませんけれども、子どもさんに関しましては就学、進路のことが多くて、お母さんのことに関しましては養育、職場や生活の相談が多く見られておるという状況でございます。当然、支援が必要な場合、重篤な場合ということもございますので、そういった場合につきましては関係機関と連携をして、ケース会議等を開催して支援に当たっておるといってございます。

あと、時間等につきましてもさまざま連絡をいただいております、昼夜を問わず連絡があつておつて、それに対応しておる状況ということでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

今、課長のほうでは、これだけ多いとはと言われましたけれども、これはあくまでもこの件数は、それじゃひまわり園のほうから報告があつた件数ということですか。そのみですか。要するに、子育て支援課も一緒になって聞くようなことも当然あるだろうし、ただし、件数としては、423件はひまわり園に相談に見えた。同じ人が何度も来たかもしれませんけれども、それを1件じゃなくて2件、3件と考えれば、このような数字になったと、そう考えればいいわけですかね。答弁をお願いします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

この件数につきましては、電話での連絡、それと園への訪問という形で、職員が対応した件数でございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

次に、ひまわり園のあり方検討委員会、答申というのが皆さんに出ておると思いますけれども、この答申後、これが平成28年5月24日、もう2年たちました。この中に、本来、業務の中で、国が示しておる必須項目、子育て短期事業、ショートステイ、トワイライトステイ、1つの例を挙げますと、緊急避難、要するにシェルターの的なもので、親御さんがぜひここにしてくださいと。ところが時間が足りないと。一つ一つ子育て支援課に相談する時間がないというときに、園長の判断でこのショートステイというのはできますか、できませんか。どうですか。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

ショートステイ、いわば子どもさんのみならず、母子一体となって緊急的な一時保護ができるという事業でございます。

現時点では、この事業につきましては行っておりませんが、議員がおっしゃるとおり、急遽、保護を要する世帯がいらっしゃった場合について、どう対応を図っていくのかということで、路上生活をされてある世帯であったり、急に家庭から追い出されたりということが近年でもあっておるところでございます。当然、一時保護的なものも含めて、園のほうで母子が安定していただくまでは見守っていこうということで、丁寧な対応をしていこうということで、現時点では園と一緒にあって対応を進めていただいているところがございます。

以上でございます。

#### ○9番（牛島孝之君）

それこそ答申の流れ、もう2年以上前です。ショートステイ事業、トワイライトステイ事業とちゃんと書いてあります。今現在やっておりませんとの答えが出ましたけれども、約2年3カ月、検討をなされたのか、あるいは検討自体がなされていないのか。

ただし、今、答弁いただきましたように、とにかくDV等において母子が避難するところがないと。だからシェルター的にここにしてくださいという悲痛な声が聞こえたときに、園長独自の判断をしたら、それは認めますか、認めませんか。

#### ○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

緊急的な対応でもって園長が母子を保護することがあり得るのかという質問かと思われまじけれども、当然、命を要する重篤な事案もございますので、その折には園長の判断に任せたいと思っているところがございます。

ただ、事業としてやっていないということはあるんですけれども、やはり生命財産、命を守るというのが一番大事でございますので、そこのところを判断いただいて、対応していただけるものということで考えているところがございます。

以上でございます。

#### ○9番（牛島孝之君）

やっぱり2年3カ月ぐらい出ていますので、ぜひその間に検討がなされなかったというのが不思議に思います。

検討すれば当然、結果が出るだろうし、2年3カ月、失礼ですけども、課長はまだなられたばかりですけども、何をしていたのかと。これが俗にいう行政なのかと思います。

最後に市長にお聞きしますけれども、やはりこれは八女市長、三田村統之様ということで、

宛てになっております。私はこの母子生活支援施設ひまわり園、八女市としてぜひ残していきたい、いってもらいたい、八女市においては出生祝い金もちゃんとしています。入学祝い金、小学校、中学校ですね。でも、声を出せないそういう母子、やっぱりDVとかそういうところで、そういう逃げるところもない、それは民間のアパートはいいでしょうけれども、それは当然、金も要ります。あそこの場合はちゃんと事務員さんがおられます。一応そこで歯どめができます。やっぱりこういう施設は、八女市こそ近隣の市町村とは違うよと、これはぜひ八女市として残していきたいと私は思いますけれども、最後にこれについての市長の御意見をお願いいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

結論を出しますが、多少遅れていることについてはおわびをしなければならないかもしれません。

ただ、このひまわり園の問題は、入居者数も非常に少ない状況でございますし、それは施設の問題含めた環境の問題、こういうことがあって、入居者も少ないということもあるかもしれません。本来ならば、1世帯でも2世帯でも入居を希望する人がいれば受け入れて、温かくそこで生活できる環境をつくるのが、このひまわり園の目的であろうと思っております。

しかし、現状として、必ずしもそうでない部分、十分な対応ができていない部分、そういうものもございますし、もっとほかに方法はないのか、そういう母子家庭を救える方法はないのかということも同時に考えていかなければならないと思っております。

今、アフターケアの問題、年間600件あるという話がございました。これは、この600件をこのひまわり園で対応しようとしても、できるわけございません。内容はまちまちだと思います。

したがって、こういうものを総合的に受け付けて、総合的な手配ができるような体制を整えることが、私は極めて重要なことであろうと思っておりますので、大変申しわけありませんが、いましばらく時間をおかりしたいと思っております。決して念頭にないわけではございませんで、どういう方向がまず入居を希望する母子家庭にとって、どういう形が一番いいのか、このことをさらに検討してまいりたいと思っております。

#### ○9番（牛島孝之君）

ありがとうございました。ぜひよい結果が出るように期待しております。

次に、農地取得時の下限面積緩和について。

2018年8月1日、西日本新聞。久留米市が取得時の下限面積緩和と。農地面積の下限要件を緩和する取り組みを始めると。市が運営する空き家情報バンクに登録された物件に限り撤廃することにしたと。私も以前からこのことは提案をしております。どのような検討がなさ



れたのか、まずお聞きします。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

この件につきましては、昨年度から今年度にかけて、農地管理の関係部局と断続的に協議を進めております。

協議の内容でございますが、他団体の制度の研究でございますとか、農地関係法令、そして事業の研究といったところで、その主眼はやはり農業委員会の説明材料を集めるといったところでございます。

なお、参考までに、先日、その一定条件が整ったという農業委員会からの御報告がございましたので、市長名で農業委員会に対して下限面積条件の緩和の要望ということで書面案を用意いたしまして、ただいま市長決裁をお願いしているところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

やっぱり空き家バンク等に登録されておる空き家、横に家庭菜園なりがあると。これが宅地であればいいですけども、農地の場合は所有権の取得ができないと。使用権は使うことはできるかもしれませんが、口頭で使っていよいよと。ところが、所有権は農地法がある以上変わらないと。

やっぱりこの下限面積というのは、全国でもいろいろあっています。以前も聞きました。やっと市長から農業委員会の会長に対して要望が出たと。やっぱりそれだけ時間がかかるわけですかね、以前聞いたのから。要するに、これが俗にいう役所仕事といえましょうけれども、やはり役所、行政というのは、速やかにできることはしましよというのが今の行政だろうと思うんですよ。今まで時間かけて、確かに久留米市はもう新聞にきちっと出しました。以前も日本全国でこういうふうにやっていますよと聞きました。この要望をもって、農業委員会としてはどのようにお考えになりますか。

**○農業委員会事務局長（牛島憲治君）**

農業委員会といたしましては、先ほどの市長の回答を受けまして、まずもって新規就農者の確保、遊休農地の解消という観点から、ここにつきましては前向きに検討を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○9番（牛島孝之君）**

何でもですけども、行政というのは速やかに行動を起こしていただきたい。速やかに検討をしたら結果を残していただきたい。これがやっぱり市民が求める行政だろうと思います。ぜひ検討は検討でいいですけども、検討を検討でいつまでも検討じゃなくて、検討するな

ら速やかに検討して、だめならだめでも結構ですので、速やかに結果を出すと。それが今の市民が求めている行政だろうと思います。職員の方には頑張って仕事をしていただかなくちゃいけませんので、頑張っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（川口誠二君）

9番牛島孝之議員の質問を終わります。

3番田中栄一議員の質問を許します。

○3番（田中栄一君）

皆様こんにちは。3番田中栄一でございます。

初めに、本年7月の西日本豪雨災害でお亡くなりになられました方に謹んで哀悼の意を表したいと思います。あわせて被災されました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧、復興を祈念いたすものでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。

近年は地球温暖化による気候変動の影響とも言われておりますけれども、平成24年に八女市を襲った九州北部豪雨災害、昨年の朝倉市東峰村を中心とした豪雨災害、そして本年の西日本豪雨災害など、50年に1度というすさまじい豪雨が毎年発生し、各地に甚大な被害をもたらしているわけでございます。

この被害拡大の一因に、森林の荒廃が挙げられております。間伐の行き届かない森林は地肌がむき出しとなり、雨水は地肌を削りながら一気に流れ出します。土砂や倒木が混じった流れは力を増して、山間地の谷沿いの集落を襲って矢部川本流に流れ、さらに勢いの増した濁流によって平野部にまで被害を拡大させております。

抜本的な解決策は地球温暖化防止にほかなりませんが、森林の適正管理とともに、最初に被害を受ける谷沿いの集落を流れる河川の災害対策をどのように図っていくのかということも重要なことであります。

去る7月6日の西日本地域を襲った豪雨における八女市の被害額は8億数千万円ということでもございましたけれども、大淵の桑鶴地区においては谷川の崩落により土砂が国道の暗渠を塞ぎ、あふれ出た土石と水の流れによって通行どめになりました。住宅浸水も発生した中で、住民の方は緊急に避難されて、幸いなことに人的被害はありませんでした。

この元凶をたどっていくと、森林の荒廃や集落の上を通る林道の排水終末処理の問題、広範囲な伐採の影響、砂防ダムや治山ダムが役割を十分に果たしていないなどが考えられます。住民の方からは、昔はこのようなことはなかった、林道開設後が特に水量が多くなったという話であります。こういったことは、山間部の集落ではあちこちで散見され、その災害予防対策というのは緊急的な課題と私は認識しております。

荒廃森林の件は、森林経営管理法の施行に伴う新たな森林管理システム等について同僚議員から質問がっておりますので割愛いたしますけれども、私は集落を流れる河川、俗にいう谷川の災害対策に焦点を絞って質問したいと思います。

山間部の集落は、主に谷川沿いに形成されておりますが、森林管理を目的に林道や作業道などが集落の上を横断的に走り、林道流域に降った雨水は側溝によって集積され、数少ない谷川に排水されて矢部川に至っております。集落上流には治山ダムや砂防ダムが設置されているところもありますが、建設当時のままで推移しており、砂防ダムには土砂が堆積してその役割を十分に果たしているとは思えないような状況で、土砂の搬出が求められております。

また、近年は森林の皆伐が盛んに行われております。

木材が動くことは林家にとって喜ばしいことなんですけれども、伐採には重機が使われるため、縦横無尽に作業道を入れ、必要以上に山肌を削り、搬出作業によって表土が荒らされ、土が流される。伐採した木の枝葉が谷に落とし込まれ、溪流をふさぐ。進入口の側溝には土砂、枝葉が放置されている。あわせて、高齢化によって林道等の管理が地域及び関係者では不可能となり、側溝に土砂がたまってあふれ出した雨水は路面を削り、路側の崩落を引き起こし、下流域に流出する。まさに災害を引き起こす種がまかれているような状況でございます。

こういったことにより、谷川沿いの宅地にも被害が及び、安全を求めてよそへ転居されるということで、集落の存続が危ぶまれることにもなりかねません。このような災害を予防し、対応することは、さきの一般質問でもお尋ねしましたけれども、定住対策の一環としても重要なことではないかと思っております。

そこでお尋ねいたします。

1点目、治山・砂防ダムの建設後の維持管理はどうされているのか。

治山・砂防ダムは、国、県が事業を行うが、維持管理については市はどのように関わっているのか。土砂搬出などは定期的に行われているか。

2点目、集落内の谷川の災害復旧等の対応はどうなっているのか。

河川には、国が管理する流域、県が管理する流域、そして市が管理すべき流域がありますが、谷川と呼ばれる小さな支流はどうなっているのか。

林道等の管理はどうしているのか。

林道には、市が直轄で管理するものと開設者が管理するものがありますが、市管理の林道の管理状況はどうなっているのか。特に側溝などは定期的に点検して対応すべきではないか。

4点目、森林伐採に当たって届出時及び完了後の指導はどうしているのか。

5点目、伐採跡地の植栽に当たって、杉・ヒノキ以外の樹種への補助はどうされているか。

以上、5項目にわたって質問いたします。あとは質問席より順次質問いたしますので、執行部におかれましては的確、丁寧に御答弁をいただきますようお願いいたします。

**○市長（三田村統之君）**

3番田中栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、集落を流れる河川、俗にいう谷川の災害対策についてでございます。まず、治山・砂防ダムの建設後の維持管理をどうされているのか。治山・砂防ダムは、国、県が事業を行うが、維持管理について市はどのようにかかわっているのか。土砂搬出などは定期的にやられているのかという御質問でございます。

治山及び砂防施設の維持管理につきましては福岡県が行っており、本市では、新規施設計画時における県の現地調査の際に、周辺施設の点検を行うとともに、地域住民からの情報収集をもとに、流木及び堆積土砂の搬出などの対策を実施していただくよう県に要望しているところです。

次に、集落を流れる谷川の災害復旧などの対応はどうなっているのかというお尋ねでございます。河川には、国が管理する流域、県が管理する流域、そして市が管理すべき流域があるが、谷川と呼ばれる小さな支流はどうなっているのか。

国庫負担法による公共土木施設災害復旧事業では市管理河川のみ適用を受けるため、谷川は該当しません。集落を流れる谷川については、必要に応じて市単独事業で復旧を行っております。

また、谷川が農業用水路の採択基準を満たす場合は、農業用施設等災害復旧事業の適用を受け、復旧工事を行っております。

次に、林道などの管理をどうしているのかという御質問でございます。林道には市が直轄で管理するものと開設者が管理するものがありますが、市管理の林道の管理状況はどうなっているのか。側溝などは定期的に点検して対応すべきではないかという御質問でございます。

本市が保有する林道は、107路線で総延長285キロメートルでございます。その維持管理につきましては、梅雨期の前及び大雨の後に点検を行い、林道維持管理事業の予算の範囲内において、のり面雑木などの伐採、排水施設の土砂撤去及び落石などの除去などを行っております。

次に、森林伐採に当たって届出時及び完了後の指導はどうしているのか。

森林の伐採につきましては、八女市森林整備計画の対象森林の伐採をするときは、事前に伐採及び伐採後の造林の届出書の提出と、造林が完了したときは伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書の提出が森林法で義務づけられております。この届出等により、八女市森林整備計画に適合した施業が行われるよう指導を行っているところでございます。

最後に、伐採跡地の植栽に当たってでございます。杉・ヒノキ以外の植樹（125ページで

訂正)への補助はどうされているのかというお尋ねでございます。

杉・ヒノキ以外の樹種への補助につきましては、杉・ヒノキと同様に、国、県の造林事業に該当する植栽に対し、国と県の補助に市単独による15%の上乗せ補助を行っております。

5番目の伐採跡地の植栽に当たって、杉・ヒノキ以外の樹種への補助はどうされているのか。この樹種を植樹と申し上げたようでございますので、おわびして訂正を申し上げます。

(124ページを訂正)

以上、御答弁申し上げます。

### ○3番(田中栄一君)

紛らわしい言葉を使って申しわけございませんでした。

それでは、1番の治山・砂防ダムの建設後の維持管理はどうされているかということについてお尋ねをいたしたいと思います。

答弁では、流木及び堆積土砂の搬出等の対策実施を県に要望しているということでございます。

治山ダムは、ダム内に土砂を堆積されることで荒廃地の傾斜を緩くして、溪流の侵食を防ぎ、森林の維持管理を図ることを目的に設置されております。

一方の砂防ダムは、土砂をせきとめ、調節することで河川の土砂の流出を防ぐという役割を持っております。

ということは、治山ダムは、あえて土砂を堆積させておく必要があるわけで、堆積土砂の除去はその目的に反するということになりますけれども、砂防ダムは土砂の流出を防ぐ役割から考えますと、堆積土砂の除去は大変大切なことであると思っております。

砂防ダムが八女市において、どこにどれだけの数が設置されているかということ把握されているかどうかをお尋ねいたします。

### ○建設課長(山口英二君)

お答えいたします。

八女市内にあります砂防ダム等の数につきましては、正確に把握ができておりません。この管理につきましては、八女県土整備事務所におきまして、砂防施設台帳ということで、その台帳の中で管理がなされております。

以上でございます。

### ○3番(田中栄一君)

市では把握していないということで、県に台帳があるということでございます。

ただ、これ市のほうはやっぱり市民の方のそういったいろんな生命、身体、財産にかかわることでもございますので、やはり市独自でも把握しておく必要があるんじゃないかと。県に台帳があるということならば、その写しでも何でもいいんでしょうけれども、そういっ

た部分で、どこにダムがあるのかということぐらいは把握しておく必要があるんじゃないか  
と思いますけれども、いかがでしょうか。

**○建設課長（山口英二君）**

お答えいたします。

管内にあります砂防指定の河川につきましては、八女県土整備事務所内の管内でというこ  
とで把握はいたしております。

ただし、河川ごとのダムの数等につきましては、現在、把握はいたしておりません。今後  
必要に応じて、県とも協力していきたいということで考えております。

以上でございます。

**○3番（田中栄一君）**

やはり市民の安全・安心のためにも、砂防ダムについては土砂の堆積状況、こういったも  
のを確認する上でも、市としてもきちんとそういう箇所については確認しておく必要がある  
んじゃないかと思います。そしてまた、確認調査をして、そういうふうなことで土砂を除去  
すべきダム、これについては県のほうにも要望されておるということでございましたけれど  
も、さらにやっぱり強力に県へお願いしていく必要がありはしないかと思っております。そ  
こら辺についてお考えをお尋ねします。

**○建設課長（山口英二君）**

お答えいたします。

今後、県と協議を進める中で、そういう必要な砂防ダム等の把握に努めてまいりたいとい  
うことで考えております。

**○3番（田中栄一君）**

よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、災害の危険性のあるところで、砂防ダムの対応がされていないというところもある  
と思うんですね。こういったところにつきましては、改めて地域の調査を行い、区長さん方  
なんかにも確認をしていただいて、そしてそういうふうなことで、砂防ダムの設置、それか  
ら当然、砂防ダムを設置しますと、その下流側は侵食されたりいろいろしますので、それを  
終末処理を行う流路工など、こういった事業要望を積極的に国、県へ働きかける必要がある  
のじゃないかと思っております。これはどういうふうに思われますか。

**○建設課長（山口英二君）**

お答えいたします。

実は、平成24年の災害以降、八女市の管内におきまして、八女県土整備事務所で整備して  
いただいております河川が10河川、その10河川の中に15基の新たな砂防堰堤を設置して  
いただいております。現在でも6河川につきましては、まだ整備中でございます。八女県土整備

事務所におきましても九州北部豪雨以降、さまざまな河川がございますけれども、集落があったり、公共施設があったりということで、そういう箇所につきましては重点的に整備を行っていただいております。

ただし、今後も今のような雨の降り方がありますので、必要に応じて地域の方と連絡をとりながら、県とも協議をしていきたいということで考えております。

**○3番（田中栄一君）**

いずれにしましても、山腹からの崩壊土砂を受けとめまして、災害を軽減する治山ダムとか、あるいは砂防ダム事業は、急傾斜の河川が多い山間地では必要な事業であるということで認識しておりますので、しっかり取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に進みます。

2点目の、集落内の谷川の災害復旧等の対応はどうなっているのかということで、答弁では、谷川は災害復旧事業には該当しない。必要に応じ、市単独事業で復旧する。農業用水路採択基準を満たす場合には、農災復旧で対応という御答弁でございました。

この答弁を受けまして、ちょっとお尋ねしておきますが、農災の復旧に関しましては負担金が発生するわけですよね。公共施設災害関係は負担金ありませんけど、これは谷川の部分については、負担金というのは誰が負担するのでしょうか。

**○建設経済部長（松延久良君）**

お答えいたします。

農災の関係につきましては、当然、議員御指摘のとおり、受益者負担というのが出てきます。

したがって、これも採択に当たりまして、受益地の特定が必要になります。また、採択要件の中では、下流域というよりもむしろ隣接というのが厳しい条件がつけられておりますので、該当箇所については限られてくるんじゃないかならうかと思っておりますのでございます。

以上でございます。

**○3番（田中栄一君）**

ということは、農地に隣接しとかにやいかん、受益面積がある程度あらにやいかんということになれば、私がお尋ねしておるのは集落内の谷川なんですね。ということは、当然、農災の対象にはならないということでよろしいですか。

**○建設課長（山口英二君）**

お答えいたします。

農業用水路に該当する水路等につきましては、基本的には隣接も必要でございますけれども、集落の上に農地がある場合、水路の場合は用水路、排水路、用排水路という用途によっ

て呼ばれ方がありますがけれども、逆に集落の上に農地があれば排水路として該当はするということで、一概に全てが該当しないということにはならないと思います。

以上でございます。

○議長（川口誠二君）

午後1時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○3番（田中栄一君）

残り50分間、おつき合いを願いたいと思います。

最初に確認だけさせていただきますけど、河川法の関係で、河川には国土の保安上や国民の経済上、特に重要な全国109の水系を国土交通大臣が1級水系に指定しまして、その中で主な川の一定区間を1級河川として国が直轄管理、それから、矢部川の場合は1級水系で、国が直轄管理する河川というのは八女市の矢原付近まで。それから、それより上流、矢部支所付近までが県に委託される指定区間で、以外は法河川外ということで間違いはございませんでしょうか。

法河川以外は準用河川と普通河川ということに区分されておまして、準用河川は2級河川の規定適用で市町村が管理者となり、普通河川は市町村が管理者であります。これは河川法の適用除外ということで、先ほど言われた公共土木施設災害復旧の対象にならないということによろしいのでしょうか。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃられましたように、河川につきましては、矢部川で申しますと国直轄の河川、それから県が管理する部分、それから、それ以外になりますけれども、現在、八女市内では19の準用河川と434の普通河川を管理しております。矢部支所管内におきまして準用河川は現在ございませんので、全部普通河川ということで管理をいたしております。

それから、公共土木の補助の基本となります国庫負担法に基づきますと、普通河川でも公共土木災害の対象になりますので、今申しました19と434の河川につきましては、公共土木災害の対象になるということで御理解いただきたいと思います。

○3番（田中栄一君）

そうすると、今回私が焦点を絞ってお尋ねしております集落を流れる河川、俗に言う谷川、これはもう普通河川にも該当しないということになりますか。



**○建設課長（山口英二君）**

お答えいたします。

現在、市で管理しております普通河川につきましては、先ほど言いました434本ございませけれども、公共土木災害の補助の対象になり得る河川につきましては、基本的に直高1メートル以上、1メートル未満については河川として取り扱わないという決まりがございます。また、前後が構造物がある護岸であることという規定がございますので、基本的には1メートル未満であれば公共土木災害の対象にはならないということで理解をしております。

以上でございます。

**○3番（田中栄一君）**

1メートル以上で護岸があるところについて、河川で言う普通河川という認識で災害復旧の対象にはなるということによろしいんですね。

そういう中で、実は山間部の集落、これは谷川沿い、河川の流れが1メートル以上あるところも結構あると思うんですけど、護岸も結構してあると思うんですが、そういう谷川に災害が発生すれば、宅地にも累が及ぶと思うんですね。護岸の上に宅地の石積み等がありますので、そういった部分で宅地を復旧するために災害復旧の対象にならないところ、そういったところを宅地を復旧するために谷川の災害の部分の復旧も下からせないかんけん、それも当然個人でやらなきゃいかんごとなるわけですかね。そこら辺は情状酌量といいますか、ケース・バイ・ケースによってするということはあるんでしょうか。

**○建設課長（山口英二君）**

お答えいたします。

いろんなパターンの災害がございますけれども、基本的に河川の護岸、すぐ隣接して宅地等の石積みがある場合、そういう場合、国庫補助の採択にのせますと、どうしても上の宅地の分まで影響を及ぼすとか、そういうパターンもございますので、そういう場合につきましては、あえて国庫申請をせずに単費で現地の石でつき直すとか、そういう対応はいたしております。

あといろんなパターンがございますので、そういう場合につきましては、なるべく個人の方の負担にならないような、そういう方法を取りながら復旧に努めてまいっているところでございます。

**○3番（田中栄一君）**

以前に一般質問をしました際に、宅地災害の復旧事業についての回答は事例に応じて判断したいという回答を得ておりますが、私は定住対策の一環としても重要なことではないかというふうに考えております。

こういった宅地にまで累を及ぼすような河川の災害については、たとえ河川法適用外、災

害復旧事業の適用外でありましても、やはり市が責任を持って災害復旧をするということで進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

山間地の集落は過疎が進行していると同時に、高齢化に伴って集落コミュニティの基盤が揺らいできておりますので、そういったところに手厚い支援の手を差し伸べていただくことが求められていると感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に進ませていただきます。

次に、3点目の林道等の管理はどうしているのかということでございます。

梅雨期の前と大雨後の点検をやったのり面、あるいは雑木の伐採、排水施設の土砂搬出及び落石等の除去を実施しているということなんですけれども、市が管理している林道が107路線、それから285キロということでございます。29年度決算を見ても、林道管理費19,535千円のうちに林道法面雑木等刈払業務委託料として7,109千円ほどが支出されております。これは決算との兼ね合いもあるんですが、ちょっとこの後の質問にも関連しますので、29年度の管理実績についてちょっとお尋ねしたいと思ひます。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

今、議員言われましたように、林道ののり面等の雑木、要は草刈り等々でございます。それにつきましては7,109千円の決算というところで、現状といたしましては、各支所管轄におきます林道について、これは予算も決まってくるので、実際の予算に対しての差額はございます。これは入札差額という形で考えていただければと思ひますが、予算の範囲内でできる限りするところをやっているところでございます。

これにつきましては、主に森林基幹道を中心に――森林基幹道というのは林道の中でも一番通行量から利用度が多い道路になっておりまして、それを中心に、例えば、奥八女線であるとか、矢部線、北矢部線、黒木星野線を中心にやっているところでございます。あくまでも8,000千円の予算でございますので、それに見合う草刈り業務、それとあわせて、工事費としましては、先ほど言われました排水施設、側溝等の清掃等を含んで、これが10,500千円程度決算で上がっているかと思ひますが、これも定期的に予算の範囲内で森林基幹道を中心にやっている現状でございます。（「延長は。延長はどのくらいやると」と呼ぶ者あり）延長までは済みません、把握しておりません、申しわけございませぬ。

#### ○3番（田中栄一君）

285キロというかなりの延長だと思うんですけども、この予算でのり面の刈り払いと側溝の管理をされていると思っておりますが、確かにこれだけの延長を年度ごとに分散して分けていっても予算的に十分なのかという思いがしております。今のこういうふうな豪雨の部分で、もっと予算を措置して、側溝管理だけでもできないだろうか。のり面の刈り払い等は通行する分についての問題ですので、災害の部分につきましてはやっぱり側溝の部分とい

うのが非常に管理が必要なんじゃないかなと思っております。

この予算の関係について、どんなふうにも林業振興課長お考えかお尋ねします。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

先ほどちょっと下刈り、のり面の草刈り関係、予算ベースでいきますと約170キロを30年度は計算しているところでございます。一応30年度の予算につきましては、先ほど草刈りの部分は8,500千円ということで予算措置をしているところでございます。あわせて、側溝等々の清掃、それから林道は特に多くのり面から石がぼろぼろ落ちてきたりとか、そういったのが路面に残っておりますので、そういった崩土除去といいますか、そういった部分も含めまして、計算しますと約80キロ程度分でございますが、28,000千円を30年度では、そういったものに対しては予算を組んでいるところでございます。

ただ、予算としても8,500千円と28,000千円ということで現在いただいておりますが、全路線をするというのがやはりなかなか厳しゅうございます。また、作業、これを工事請負とかで出す場合も、なかなか土木業者等の他の公共関係の事業等もありますので、全路線をしていくというところではなかなか難しい部分がございますので、現状としては、この範囲内ぐらいでの林道維持を定期的に年々やっていくという形で林業振興課としては考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○3番（田中栄一君）

確かに、毎年毎年全路線を管理していくということは至難のわざでございます。年間の利用頻度がそう高くない路線の管理に費用を支出するということは、経済効率から言っても得策とは言えないかもしれませんが、流域に降った雨水が側溝に集められて下流域へ行くわけでございますので、流末処理をきちんとやっておかなければ災害の原因になるわけです。

こういった点からも、やはり側溝については定期的に点検して管理していく必要があると私自身は思っております。そういう中で、やはり刈り払いまでは労務の方たちもそんなに手が無いと思うんですけども、側溝の点検管理をするためにはやはりそこに何がしかの予算的な部分というのを手厚くやっていく必要があるんじゃないかと思っております。

こちら辺について、部長なり副市長の見解をお尋ねしておきたいと思っております。

#### ○建設経済部長（松延久良君）

お答え申し上げます。

今、議員御指摘の林道における側溝等の管理につきましては、各支所を含めてそれぞれ予算要求の段階で、現状に合わせた予算要求がなされておるものと認識しております。

ただ、言いましたように、多くの長い延長がありますので、その中でも優先順位等をつけ

ながら、予算の効率的な措置ということをお願いしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

### ○3番（田中栄一君）

来年度の予算に期待して次に進みたいと思います。

4点目の森林伐採に当たっての届出時及び完了後の指導はどうしているかという部分なんですけど、これは私の通告の説明不足のところがありましたので、ちょっと違う部分になるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

当然伐採とか伐採後の造林届出、それから状況報告書、これは森林法なり八女市の規定で提出義務があると思いますので、それに基づいて森林整備計画に適合した施業の指導が行われておるといのはわかります。

私がお尋ねしたかったのは、近年、素材価格が意外と好調なんですね。それに伴ってかどうかは知りませんが、皆伐の伐採が至るところで行われております。近年、作業に当たっては重機類が使われておりますので、市道なり林道からの取りつけ道路、それから伐採区域内の作業道、そういったものが縦横無尽に入っておるわけですね。伐採後の林地は、もう本当に無残な状態です。特に市道とか林道からの伐採地への取りつけ道路付近、こちら辺については、土砂とか枝葉がもう側溝を塞ぎまして、一旦大雨が降れば側溝から雨水があふれて路側の崩壊を引き起こす、そういった懸念があるわけですね。

私どもの集落の上にも皆伐のところがありますけど、道路愛護に行ったときに、もうこれはちょっと私たちじゃ手に負えないというようなところもございましたので、市のほうに連絡して一応お願ひはしております。

先般行われました八女林業振興研修大会、これで無秩序伐採防止と伐採跡地への植栽推進の県のチラシ、これが配付されておりました。実際的に届出の際のそういう指導はなされていると思うんですけども、完了後の確認がどうもなされておらんんじゃないのかなと思っております。そういう伐採業者さん、これは立つ鳥跡を濁さずの気持ちを持って事業を進めていただくようお願いしていくべきだと思いますので、指導をよろしくお願ひしたいと思っております。

この点について、直接今後の対応についてどうお考えかお尋ねします。

### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

現状といたしましては、先ほど言われましたように林研大会とか、伐採業者等に関しましては特に、あと事業体への県からの研修会とかがございます。そういった部分で極力そういった無秩序伐採とか作業道の入れ方、それから後片づけのやり方あたりは重々指導を、その部分で講習会とかで指導をやっていってもらっているのは実際に県のほうでも取り組まれ

ておりますので、今後の問題として、実際にそういう場所があったというところがございますので、なかなか林業振興課としても造林後の国庫補助をもらった分については県と一緒に現地調査等々はやっておりますが、何分にも広い面積になってきますので、全部が全部目が行き届いていないというのが実情でございます。

今後につきましては、極力そういった、特に市道なり林道から作業道が特に入っている部分というのは気をつけて、そこらあたり重々点検を市としましてもやって、そういった部分がありましたら、その伐採業者あたりに重々指導をしていくというところで考えを持っているところでございます。

### ○3番（田中栄一君）

先ほど通学路の危険箇所の部分についてもお話がありましたように、こういった広範な部分を林業振興課の数少ない職員で全部やれというのは確かに無理がございます。そういった中で、やはりいろいろ各課利用されているわけですね、その林道にいっぱい入っていくということはないと思うんですけども、そういった中で、やっぱり全庁を挙げて、こういう部分についても目配り、気配りをしてやっていただくような方向でお願いしておきます。

次に進みます。

5点目の伐採跡地の植栽についてでございますが、杉・ヒノキ以外の樹種への補助はどうされているのかということで、先ほど国県補助事業ともに市も追加補助を15%やっているということでしたが、ちょっと確認しておきます。国庫の補助事業での率と、それと県費補助事業の率、これについてちょっと確認をさせていただきます。

### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

造林関係の国県補助ということでございます。これにつきましては、通常の土木関係等々の事業と違いまして、造林関係につきましては、例えば、国庫補助で言いますと、国が3割、それから県が1割、合計4割に、これに査定係数という部分が造林事業の場合はついてきます。八女市の場合は、基本1.7ということで、国県補助合わせまして約68%が補助されるようになります。それに市が15%を継ぎ足しますので、補助率合計でいきますと、国の補助にのつかれば83%というところでの補助率となっております。

### ○3番（田中栄一君）

ということは、県費単独の補助というのはない、国庫のみということですか。

### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

県単独の補助もございまして、県が3割、それに査定係数等々がつきまして、約52%（134ページで訂正）ぐらいになるかと思いますが、県単の補助もございまして、それにあわせまして、また市が国庫補助にしても県補助事業にしても15%を継ぎ足しているという現状でございます。

### ○3番（田中栄一君）

補助の対象となる杉・ヒノキ以外の樹種、ケヤキとかクヌギとか桜なんかだと思うんですけども、これの植栽については標準植栽単価というのがあると思うんですね。それに対しての補助でありますから、補助率からすれば、それなりに杉・ヒノキの補助とそれ以外の樹種については平等の補助のように思います。

実際に単価面で今度はちょっと見てみますと、これ単価はかなり開きがあると思うんですね。杉・ヒノキで110円から120円ぐらいですかね。そうすると、それ以外のやつは200円ぐらいになるということで、樹木本数からしますと何百本、何千本と植えますので、それからすれば実質的な経費、これはかなり負担増になるんじゃないかと、補助率は一緒でも。ということは、災害対策の面から考えれば、杉・ヒノキ以外の植栽というのは結構効果があると言われておりますので、実質的な経費負担が相応になるような制度となるように市の追加補助制度の見直しができないのかなと思っておりますが、これはいかがでしょうか。

### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

済みません、今の件にお答えします前に、先ほどの県の補助率を「56%」ということで修正をお願いします。（133ページを訂正）「52%」と言いました。（「56%になるんですね」と呼ぶ者あり）はい、済みません。

今の広葉樹の補助事業等の単価でございます。

これにつきましては、なかなか県の標準単価表あたりで市のほうは設計をいたすところでございますが、それを、例えば、広葉樹、イロハモミジとかヤマザクラとかヤマモミジとかさまざまございます。それぞれで実勢価格も違ってきますが、大まか森林組合が取り扱っています広葉樹の単価につきましては、幅はございますが、170円から約259円、一番高いもので大体259円。ヤブツバキとかになりますとかなり高くなりまして400円とかになります、そういった部分で、通常植えられるヤマモミジとかヤマザクラ、広葉樹としてですね。——部分につきましては、最高でも259円と。

そこをみますと、県の標準単価、これは決められた補助事業に対する標準単価でございますが、うちの林業振興課の計算としては約254円としております。ですから、例えば、170円の広葉樹を植えられた場合は、標準単価は254円ですが、実は実行経費で国庫補助等々は計算をしますので、170円、その分が含まれていると。もちろん補助率の部分がございまして、若干個人負担というのは出てきますけれども、現状としては、大体大まか標準単価が実勢価格、年では実勢価格が変わってきますけれども、おおむね見られているところで林業振興課としては思っているところでございます。

以上です。

### ○3番（田中栄一君）

杉・ヒノキの標準単価、あるいはそれ以外の標準単価があつて、それなりに対応しているということで、実質的経費にしても、率の分からそう差異はないということでお答えだと思ひます。

それから、実際現在そういった植栽をされていると思うんですけども、件数的にどの程度あるのかということと、また、要するに植えられる際に全部そういった分を植えられるのか、あるいは混植なのか、全伐のときに一部を植えられるのか、そういうことについてちょっと事例がわかればお尋ねしておきたいと思ひます。

### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

今の件につきましては、先ほど伐採届の御質問の関連がございましたが、現在主伐をされている——29年度でございます。伐採届が、これは基本的に主伐をするところにつきましては、もちろん間伐もでございますが、伐採届を提出していただくということになっておりますので、おおむね主伐に関しては290件、29年度実績でございます。主伐だけで約153ヘクタールを把握しているところでございます。この部分につきましては、現状としてはほとんどが杉・ヒノキ等々の植林、条件が悪いところはクヌギを植えたりとかされている現状でございます。ただ、詳細な面積はこの場で把握をしておりませんので大変申しわけございませんが。あわせて、290件のうち植栽をされた件数が約254件でございます。これはちょっと年度をまたがったりしますので、一概に290件分が全部その年度に植栽されるということとはございませんので、そういうところは御了承願ひまして、153ヘクタール主伐のうち植栽された面積が約144ヘクタールというところでございます。あわせて、天然更新もございまして、29年度でいきますと天然更新が25件で約7ヘクタールということで現状としては把握をしているところでございます。

### ○3番（田中栄一君）

天然更新がたびたび災害を受けるようなところ、そういったところは天然更新を私はすべきじゃないかなと思ひております。

それとあわせて、杉・ヒノキがほとんどで、それ以外のやつについてはなかなか植栽がされていないということも、やはり楽なんですよ。

実は以前、一般質問をしたときに、森林認証制度について宮崎県諸塚村、ここのお話をちょっといたしました。ここはモザイク林相の村と言われております。林業振興課長は御存じだと思いますけれども、これは単一の樹種を一斉に植えるのではなくて、土地や地形等を考慮し、その土地に応じた樹種の選択をして森の恵みというものを持続可能にするというふうな工夫をされております。これはもう明治期からずっと続いてきておりますけれども、戦後の拡大造林期にもほかのところ、八女なんかは山のとてっぺんまで杉・ヒノキが植わっておりますが、このときにも針葉樹と広葉樹を7対3という割合で本植する施策をとられまし

て、諸塚村の森全体が針葉樹とクヌギやナラなどの広葉樹が混在する美しい景観を生み出すと同時に、動植物に優しく、林地崩壊を防ぎ、水源涵養にも役立ち、国土保全の優等生となっていますということなのですが、確かに諸塚村に行きますと、この八女とは比較にならないほど急峻な山でございます。これは確かに必要だろうと思うんですけども、現在の異常気象の中で、こういった森林施策、こういったものを前面に打ち出して八女の森林を守っていくことが求められているんじゃないかなと思うんですよ。森林整備計画もあると思うんですけども、そういった中に盛り込むとか、あるいは独自の条例、こういったものを制定していくような考えはありませんでしょうか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

これに関しましては、確かに適地・適木、広葉樹に関しても針葉樹に関してもでございますが、そういった部分で山の保全をやっていくという形での取り組みは八女市としてもやってきたつもりではございます。ただ、やはりどうしても所有者の意向というのもございまして、なかなかそのとおりにはいかない。今でも例えば、針葉樹を中心に植えられている。ただ、そういった部分を率先して公有林に関しては、特に道路沿いとかは広葉樹を推奨して植えていく。その中で、今後民有林に関してもそういったところを見せるという部分では取り組んでおるところでございます。

今度30年度からまた新たに県の森林環境税を活用した事業が一応5年間ということで見直されております。それにつきましては、特に山頂部分におきましては共同間伐によって針葉樹と広葉樹を混ぜた森をつくっていかうという形での取り組みが県のほうでも環境税を使って進められてきますので、それにのっかって、市としても今後広葉樹への転換とか、また50年後はもちろん経済林というのも重要になってきますので、経営がしやすいところはやはり針葉樹、杉・ヒノキを植えていただいて、そういった方針で今後市としても取り組みを進めていきたいと考えております。

**○3番（田中栄一君）**

八女市には市有財産が、620ヘクタールの森林がございます。これを管理されている財政課長にお尋ねしますが、今お話ししたようなことにやはりモデル事業として、そういう市有林というものを取り組んでいかれるようなことはできないのかなと思っておりますけど、どうでしょうか。林業振興のほうでやっているんですかね。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

市有林につきまして、林業振興課のほうで管理をやっているところがございます。

先ほども答弁のほうで申しましたとおり、道沿いとか景観を重視する場所、もしくはそういった山頂付近の今後なかなか経済林として厳しい現状のところというのは、やはり広葉樹林化を進める。または複層林化を進めていくというのは、現状として方針でそういう取り組



みも市有林に関してはやっておりますので、特に国道からとか県道とかから、安いところはもちろん経済林としても成り立ちますが、極力その景観を重視した広葉樹を植えていこうということで、ここ数年は取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

**○3番（田中栄一君）**

ぜひともそういう市有林関係についてはモデルとなるようなところをつくっていただいて、他自治体からも視察にお見えになるような森林育成をしていただきたいと思います。

最後に、近年の異常気象というのは、想定外と言われていたことが日常的となっております、想定外と言えなくなっております。また、林地崩壊というものは天災から人災へと変化しつつあるのじゃないかなと私は思えるほどでございます。

今後、八女の豊かな自然がどうなっていくのか。あるいは山間地域の集落の維持とともに将来への不安というものが募るばかりでございまして、総合計画の将来都市像にもうたっております「ふるさとの恵みを生かし安心して心ゆたかに暮らせる交流都市八女」、こういったものが実現できますことを祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（川口誠二君）**

3番田中栄一議員の質問を終わります。

午後1時50分まで休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時50分 再開

**○議長（川口誠二君）**

休憩前に引き続き再開いたします。

25番樋口安癸次議員の質問を許します。

**○25番（樋口安癸次君）**

お尋ねします。1番、市道の拡張についてでございますが、これは酒井田地区の道路を4メートルに拡張すること。また、2番、トンネルの整備について、1つ、白木・和水町間の1,700メートルのトンネルはどうなっているのか、お尋ねいたします。

以上でございます。

**○市長（三田村統之君）**

25番樋口安癸次議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、市道の拡張についてでございます。酒井田地区の道路を4メートルに拡張することについてでございます。

道路改良工事につきましては、地元等の要望を受け、現状把握、施工判断、調査測量、予

算措置、事業実施という流れで進めております。また、拡幅の際、道路用地及び補償物件についても地元関係者の同意と協力が不可欠であると考えております。

御質問の道路拡幅につきましては、今後、地元行政区の意見を聞いて対応してまいります。次に、トンネルの整備についてでございます。

まず、白木・和水町間の1,700メートルのトンネルはどうなっているのかという御質問でございます。

本路線の整備については、本市と和水町で構成する玉名八女線道路整備促進期成会を通じて、福岡・熊本両県に要望活動を行うとともに、期成会事業としての相互のイベントに参加し、交流を行っております。本年度も地域住民レベルの交流を、なお一層深めているところでございます。

本市といたしましては、今後ともトンネル整備とあわせ、前後の道路改良の早期着工に向け、国及び福岡・熊本両県へさらなる要望活動に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○25番（樋口安次君）

議席、大体40年近く私は持っておりましたが、灯台もと暮らしで自分の生い立ちのところがか全く手を着けとらんようでございます。そして、今度は4メートルに拡張していただきたいということをお願いしておるわけでございますので、地権者の相談は大体できると思います。ひとつよろしく願いいたします。

#### ○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

酒井田地区の道路につきましては、平成23年に一回要望書が出されております。その後、早急にできる部分につきましては対応済みでございますけれども、現地の状況が両側に家屋があったり地域の水道施設があったりということで、全線を通しての改良についてはなかなか厳しいということでございます。

しかしながら、今後、地域の地元行政区とも協議を進めながら、必要な箇所については整備を行っていきたいということで考えております。

以上でございます。

#### ○25番（樋口安次君）

私も議席を確保して40年近うなります。しかし、自分の生まれ里の酒井田というところが何も手を着けておらんようでございますので、もういつまででん議員な長うでけんので、最後のお願いですので、これを4メートル確保していただきたいということをお願いしておるわけです。

そして、地権者の反対は大体説得すればできますので、あとは行政の方がその覚悟で予算

を組んでいただければできると思いますので、いかがでしょうか。

**○建設課長（山口英二君）**

お答えいたします。

先ほども申しましたように、平成23年の要望書は出ておりますけれども、当時の要望書には地権者の方の同意書とか、そういうものがついておりません。今後、地元の行政区と相談をしながら、必要な箇所についてはできるところは整備をしたいということで考えております。

以上でございます。

**○25番（樋口安次君）**

よろしく願いいたします。

次に、トンネルの整備についてでございますが、これは以前から質問をいたしておりました白木・和水町間の1,700メートルのトンネルはどうなっているのかということでございますが、これは協議会か何かできておると思いますが、1年に何回かあるんでしょう、どこまで進んでおりますか。

**○建設課長（山口英二君）**

お答えいたします。

この路線につきましては、熊本県の和水町と玉名八女線道路整備促進期成会を発足しております。この期成会につきましては、年に1回の総会と、それからそれぞれの祭り等への地域の住民の方も含めた交流を行っております。

あわせて、熊本県、福岡県への要望活動も実施しております。今年度につきましては、7月17日に総会が終了しました。8月5日に交流ということで、和水町のお古墳祭に参加をしました。また、9月22日には八女のあかりの祭りに参加をしていただくような計画をいたしております。熊本県・福岡県両方への要望につきましては、ことしも10月、11月を予定しているところでございます。

以上でございます。

**○25番（樋口安次君）**

これは崖崩れがあって、通行どめのあった場所です。それで、両方とも協議会をつくって年に何回か協議事項をするごつなっておるですね。そういうふうで、これは県のことですから、一番のごつ八女市のこっじゃなかけんだから、ちょっと私もそうは発言できませんが、時間かかってでもこれはやるべきと思います。

一時期、市長さんな和水町に行って何かしよんなさったことは写真で見えております。地鎮祭か何か知らんけれども、それで、お互い交流を図って、そうすると、私も梅の公園のところ——梅の公園が八女市にあるわけです。そして、バッジはめた方たちが四、五人おりな

さったけん、あなたたちはどこからですかと尋ねたら和水町からと。それで、和水町も八女市に対しては興味を持っております。それで、県のことだから、しかし、協議会はあるから一歩ずつ進めていただきたいと。大体初めは交流を図ってということですので、交流をちゃんと市長も写真で私は見ておりますから、そうすると、向こうからも梅の木見げ来て、和水町からですと、四、五人じゃったけん、交流はありよるばいのと思っておりますので、短時間ではありますが、この2点だけで私が質問するのはですね。一番のことは大体地元のことですから、早急になると思いますので、ぜひともお願いしておきます。

以上、これで終わります。

○議長（川口誠二君）

25番樋口安癸次議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後2時 延会